



# 平成29年5月期 第2四半期 決算説明資料

ERIホールディングス株式会社

平成29年1月13日

東証第一部:6083 <http://www.h-eri.co.jp>



# 平成29年5月期 第2四半期サマリー

## 前年同期比減収減益 業績予想を下方修正

- 確認検査事業では、確認申請は堅調。中大型物件の伸び悩みと完了検査の遅れで計画に届かず
- 住宅性能評価事業は、設計住宅性能評価は堅調。共同住宅の建設住宅性能評価が計画を下回り、省エネ住宅ポイント制度終了による減収を補えず
- ソリューション事業は、大口の調査診断案件が減少
- 省エネ関連業務は、BELS評価業務の件数が大幅に増加。但し、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務の開始を前に費用も増加
- 構造評定業務は前年の不振より回復



# 連結業績ハイライト【連結】

(単位:百万円)

	平成28年5月期 第2四半期 (H27/6~H27/11)	平成29年5月期 第2四半期 (H28/6~H28/11)	増減額	前年比 伸び率
売上高 (NET※)	5,923 (5,809)	5,605 (5,605)	▲318 (▲204)	▲5.4% (▲3.5%)
営業利益	327	135	▲192	▲58.7%
営業利益率	5.5%	2.4%	-	-
経常利益	338	140	▲198	▲58.5%
経常利益率	5.7%	2.5%	-	-
親会社株主に帰属する 四半期純利益	205	80	▲125	▲60.7
一株当たり利益(円)	26.36	10.32	▲16.04	-

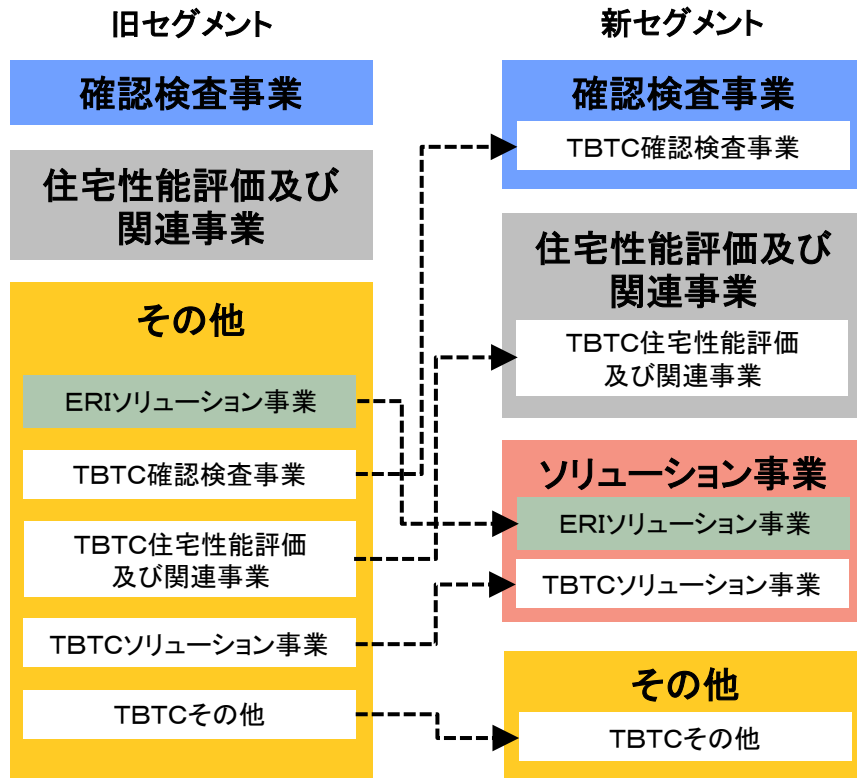
※ NETはピアチェックが必要な案件(構造計算適合性判定手数料が当社を通じて他機関に支払われる)を差し引いた金額。平成27年6月の建築基準法改正により、申請者が直接他機関にピアチェックを申請する方法に変更。前年度は、法改正前の売上が含まれるため売上高とNET売上高が異なりますが、今年度以降、同額となります。また、前年度は連結子会社 株式会社東京建築検査機構(TBTC)が決算期を3月から5月に変更したため、同社の平成27年4月~平成27年11月までの8か月間の決算を連結しております。

# 売上構成比【連結】

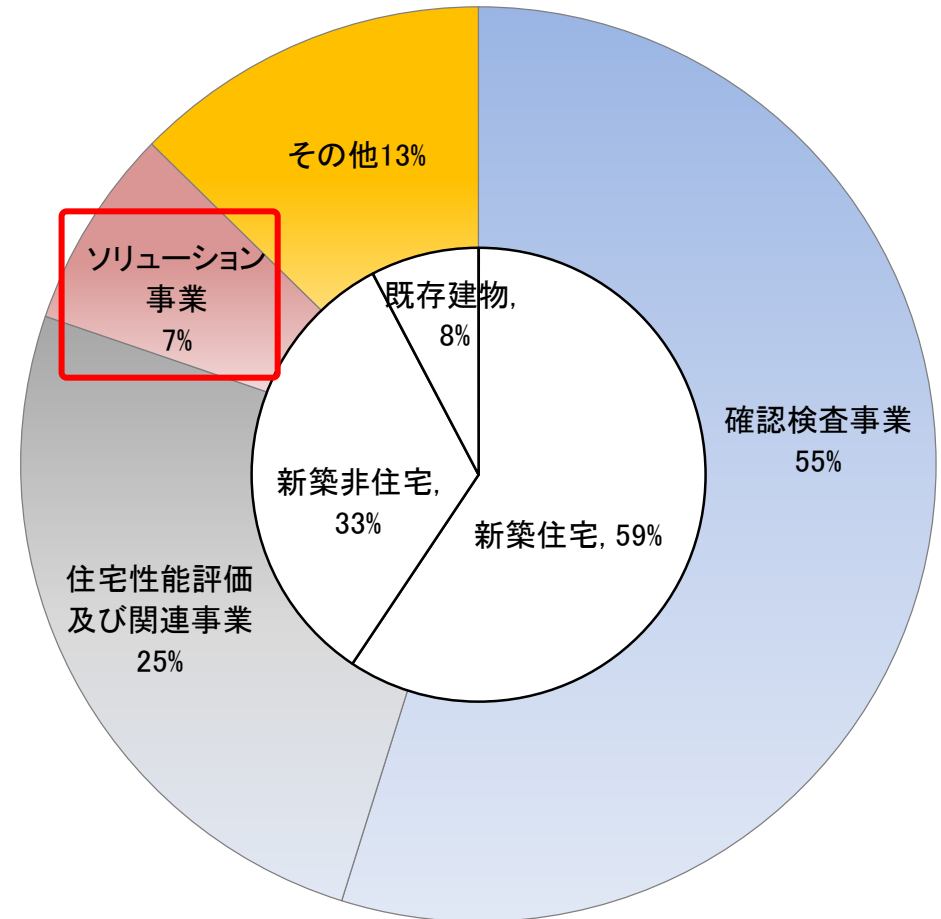
## 報告セグメントの変更

「その他」セグメントに含まれていた「ソリューション事業」について、新たな報告セグメントとして記載。

「その他」セグメントに含まれていた子会社株式会社東京建築検査機構の区分方法を見直し、変更後の各報告セグメントに区分。



## 平成29年5月期第2四半期 連結売上構成比



※「TBTC」は株式会社東京建築検査機構の略称

# セグメント別実績【連結】

(単位:百万円)

	平成28年5月期 第2四半期 (H27/6~H27/11)	平成29年5月期 第2四半期 (H28/6~H28/11)	増減額	増減比	営業利益	営業利益 増減
確認検査 (NET)	3,195 (3,082) [53.0%]	3,073 (3,073) [54.8%]	▲122 (▲8)	▲3.8% (▲0.3%)	150	▲37
住宅性能評価 及び関連事業	1,564 [26.9%]	1,424 [25.4%]	▲140	▲9.0%	▲6	▲97
ソリューション 事業※1	485 [8.4%]	398 [7.1%]	▲87	▲18.0%	10	▲39
その他	677 [11.7%]	709 [12.7%]	32	4.7%	▲19	▲17
合計	5,923 [100.0%]※2	5,605 [100.0%]※2	▲318	▲5.4%	135	▲192

※1 従来「その他」に含まれていた「ソリューション事業」については重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントに変更しております。  
また、子会社、株式会社東京建築検査機構についても「その他」より、変更後の各セグメントに区分しております。なお、前年第2四半期のセグメント情報については変更後の区分方法により遡及した数値を記載しております。

※2 セグメント別売上構成比[ ]はNET売上高(H28/5期 5,809百万円、H29/5期 5,605百万円)に対する割合です。

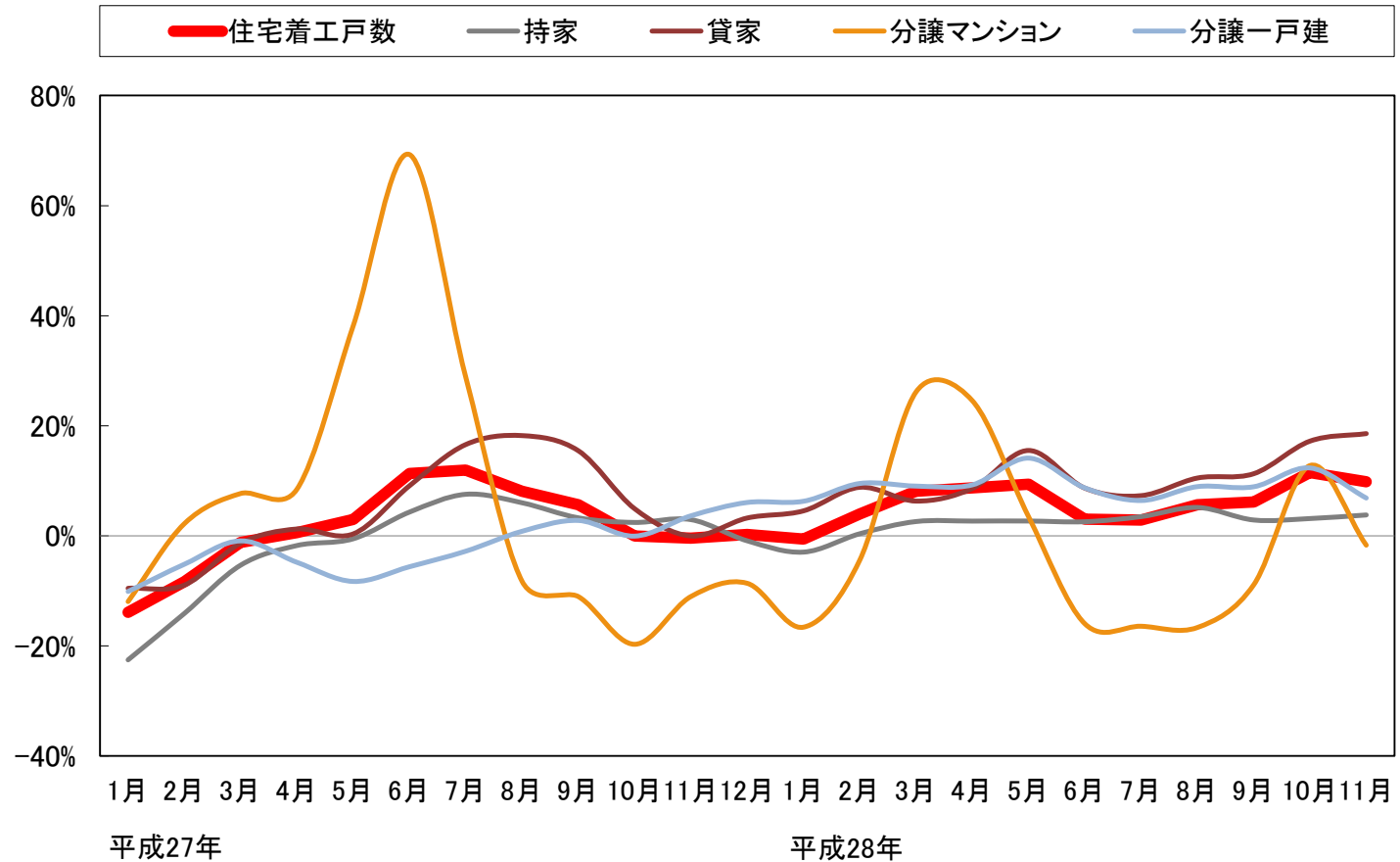
# 当社グループを巡る市場の動向

- 新設住宅着工戸数は緩やかに増加
- 上期累計は下表の通り

新設住宅 着工	+6.2%
持家	+3.4%
貸家	+12.3%
分譲 マンション	-9.5%
分譲 一戸建	+7.4%

※当社の会計年度上期  
(6月-11月)累計対比

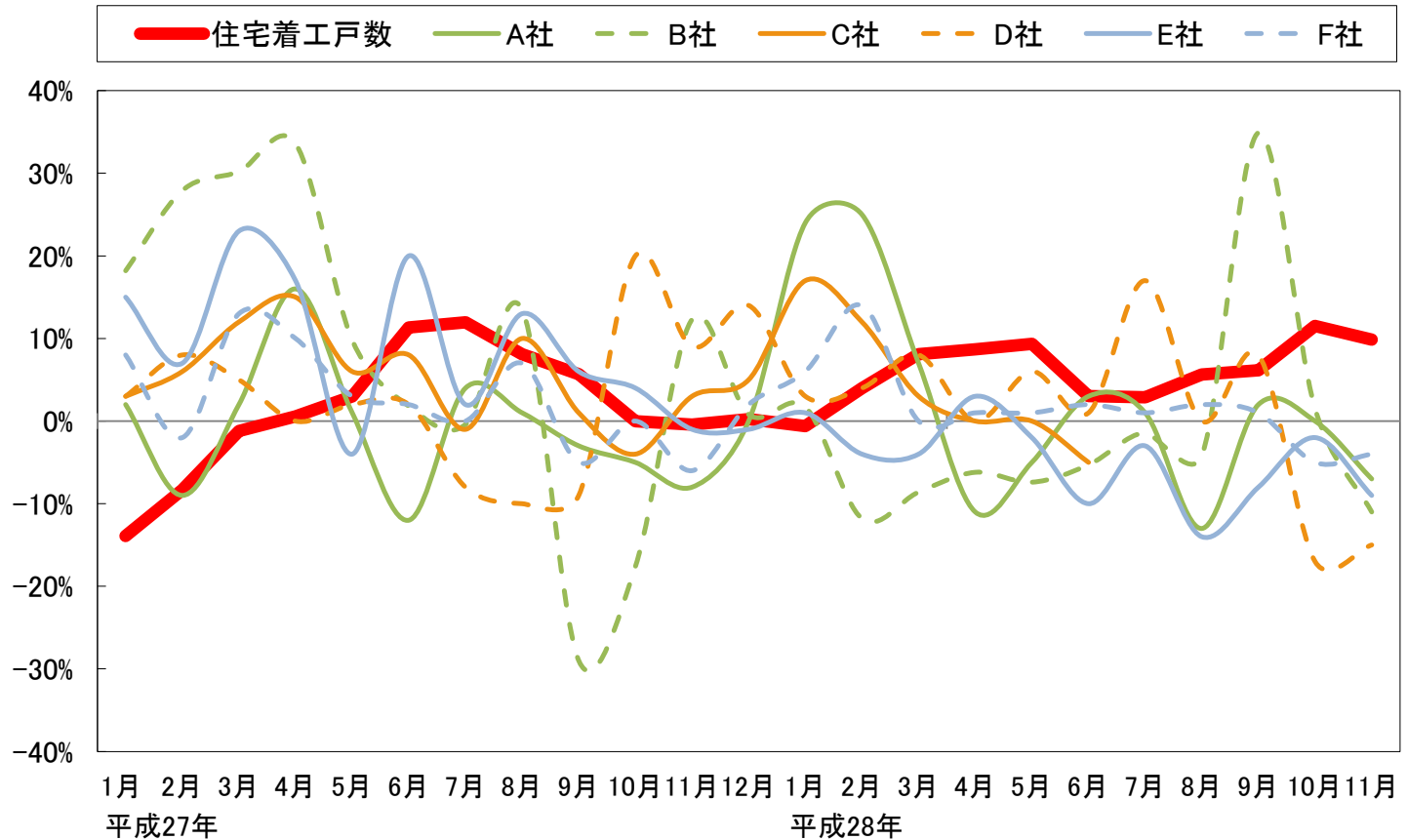
## 新設住宅着工戸数 対前年同月増減率(2ヶ月移動平均)



# 当社グループを巡る市場の動向

- 大手ハウスメーカーの戸建住宅の受注状況は各社でまちまちで、単月のブレも大きい
- 11月は全社が前年比マイナス

## 大手ハウスメーカーの戸建住宅受注状況 対前年同月増減率



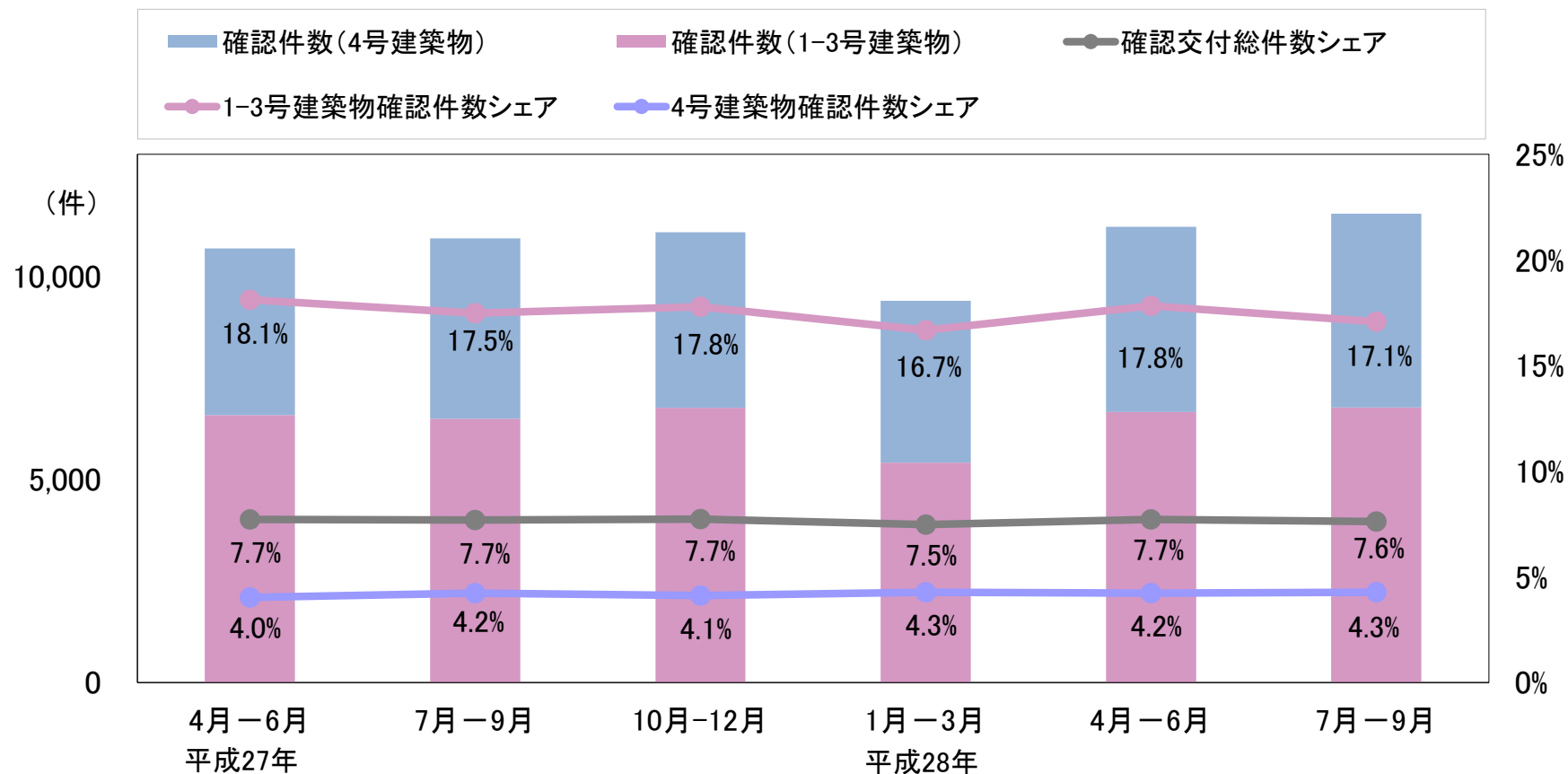
※ A社、B社、E社は戸建注文住宅、C社、D社、F社は戸建住宅の受注金額状況(各社のHPより当社調べ)

※ 住宅着工戸数のみ2ヶ月移動平均の数値

# 当社グループを巡る市場の動向

- 平成28年4月から9月の期間では全国の確認件数は前年同期比5.8%増。
- 同期間のERIグループの確認件数は前年同期比5.3%増。
- この結果、市場シェアは0.1%以下の微減。総件数シェアは直近で7.6%。

## ERIグループの確認件数とマーケットシェア





# 建築確認交付の内訳

日本ERIにおける平成29年5月期第2四半期の建築物別確認交付状況(除く計画変更)

(単位:件、百万円)

	住宅		非住宅				合計
	戸建住宅	共同住宅	事務所・店舗	工場・倉庫	医療・福祉	(教育・宿泊等) その他	
交付件数	15,493	3,694	1,974	1,104	677	653	23,595
前年同期比	3.6%	6.3%	11.8%	0.4%	12.5%	4.1%	4.7%
構成比	65.7%	15.7%	8.4%	4.7%	2.9%	2.8%	100.0%
交付金額(売上高)	333.9	300.6	234.3	234.6	113.4	119.2	1,336.1
前年同期比	-0.3%	-0.1%	2.2%	-0.3%	19.1%	10.6%	2.5%
構成比	25.0%	22.5%	17.5%	17.6%	8.5%	8.9%	

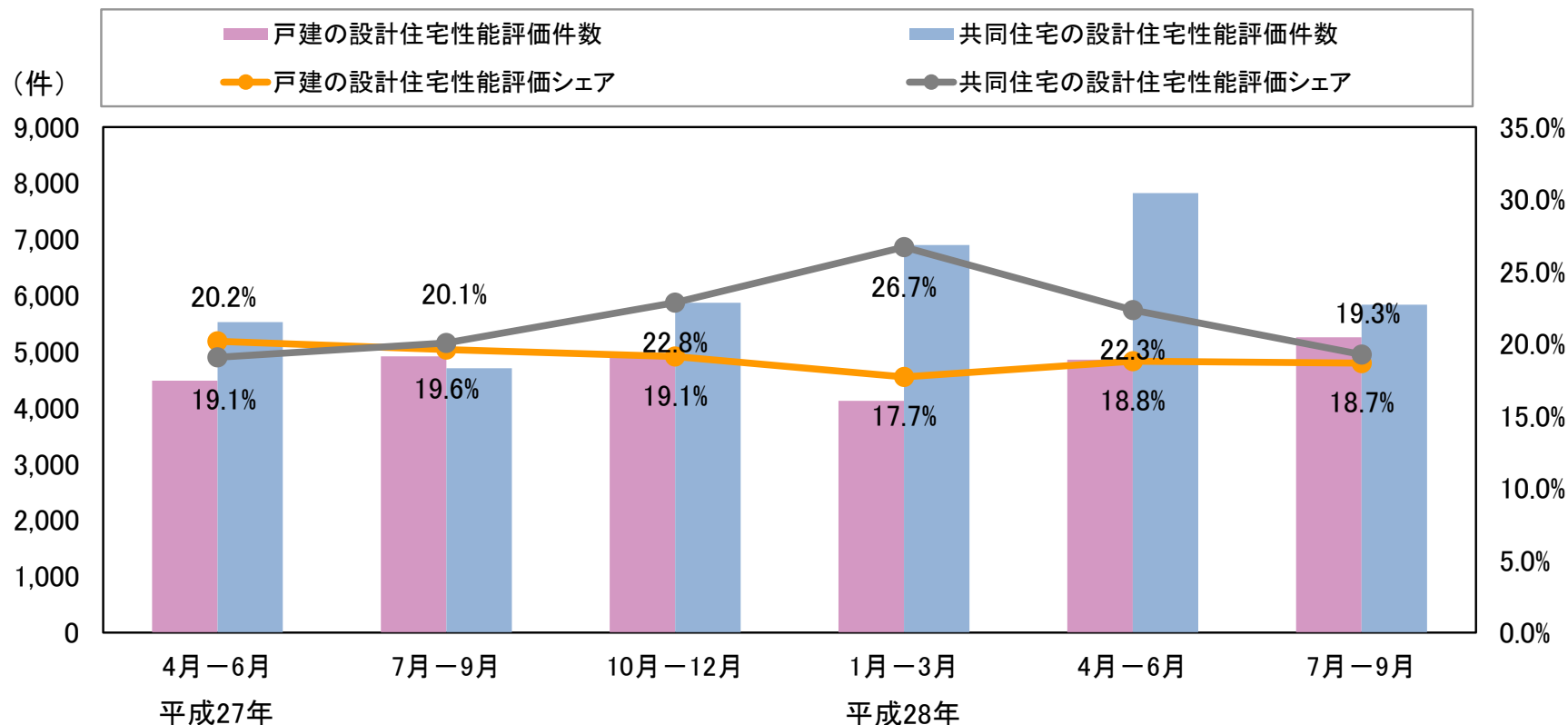
(参考:平成28年6月～平成28年11月)

全国着工床面積伸び率	3.8%	-3.6%	-0.9%	13.4%	15.9%	3.9%
構成比	63.8%	9.2%	12.7%	5.6%	8.7%	100.0%

# 当社グループを巡る市場の動向

- 平成28年4月から9月の全国における戸建の設計住宅性能評価件数が前年同期比14.2%増加したことに対し、ERIグループは7.6%増加。ERIのシェアは微減。
- 平成28年4月から9月の全国における共同住宅の設計住宅性能評価件数が前年同期比24.6%増加したことに対し、ERIグループは33.5%増加。ERIのシェアは微増。

## ERIグループの設計住宅性能評価件数とマーケットシェア



## 主要業務計数【連結】

	平成28年5月期 第2四半期 (H27/6~H27/11)	平成29年5月期 第2四半期 (H28/6~H28/11)	増減件数	増減比
確認	30,043	31,235	1,192	4.0%
完了検査	22,986	23,289	303	1.3%
戸建住宅 設計評価	10,132	10,602	470	4.6%
共同住宅 設計評価	10,421	13,154	2,733	26.2%

## 主要な施策【連結】

	平成29年5月期 第2四半期		前年度増減	
	件数(件)	金額 (百万円・税抜)	件数(件)	金額 (百万円・税抜)
中・大型(500㎡超)確認交付	2,792	704	11	7
戸建の設計住宅性能評価※1	10,602	375	470	12
長期優良住宅の審査※2	12,374	192	425	1
瑕疵担保保険の検査※3	12,732	155	253	6
耐震改修の判定事業	76	25	▲81	▲30
構造評定(超高層・免震等)交付	79	105	28	40

※1 第1四半期決算説明資料(平成28年9月30日発表)より、戸建の設計住宅性能評価の金額を税抜としております。それに伴い、本資料の前年度増減の数値は前年度の税抜金額にて算出しております。

※2 長期優良住宅の審査は適合証を交付した戸数

※3 瑕疵担保保険の検査は、住宅あんしん保証の件数と金額

# 新規業務計数【連結】

(単位: 件)

	平成28年5月期 第2四半期 (H27/6~H27/11)	平成29年5月期 第2四半期 (H28/6~H28/11)	増減件数	増減比
ルート2審査※1	307	464	157	51.1%
仮使用認定※1	35	121	86	245.7%
法適合状況調査※2	44	42	▲2	▲4.5%
BELS※3 (建築物省エネルギー性能表示制度)	15	1,339	1,324	8,826.7%
エネルギーパス※4	50	188	138	276.0%

※1 平成27年6月の建築基準法改正により、開始した業務。

※2 平成26年7月「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(国交省)により、開始した業務。

※3 平成25年10月「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン(2013)」(国交省)により、開始した業務。平成28年4月より住宅も対象。

※4 平成26年1月、日本エネルギーパス協会が推進する建築物の断熱性能や設備の効率性の評価について第三者認証を行うため、開始した業務。

# 平成29年5月期の業績の見通し

## 連結業績予想を下方修正※

- 連結売上高予測 : 11,492百万円(▲386百万円)
  - 連結営業利益予測 : 421百万円(▲210百万円)
  - 当期純利益予測 : 256百万円(▲143百万円)
  - 配当予想は修正せず : 期末配当15円(年間配当30円)
- 確認交付は引き続き緩やかな増加を予測
  - 中間・完了検査、建設住宅性能評価は下期に向け回復
  - 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務が平成29年4月より開始

※ 平成28年12月20日に業績予想の下方修正を行いました。



# 平成29年5月期業績予想【連結】

(単位:百万円)

	平成28年5月期 実績 (H27/6~H28/5)	平成29年5月期 前回予想 (H28/6~H29/5)	平成29年5月期 修正予想※ (H28/6~H29/5)	前回予想と 修正予想の 増減額
売上高 (NET売上高)	11,470 (11,356)	11,879 (11,879)	11,492 (11,492)	▲386
営業利益	569	632	421	▲210
対売上比	5.0%	5.3%	3.7%	—
経常利益	625	628	425	▲203
対売上比	5.5%	5.3%	3.7%	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	414	400	256	▲143
1株当たり当期純利益(円)	52.96	51.15	32.78	—
1株当たり配当金(円)	30	30	30	0

※平成28年12月20日に業績予想の修正を行いました。

# 平成29年5月期のトピックス

## 株式会社イーピーエーシステム 株式の取得

- 平成28年11月 全株式取得で基本合意

### 株式取得会社の概要

商号	株式会社イーピーエーシステム	株式会社ゲンバアイ
本社	東京都渋谷区	東京都渋谷区
主な事業内容	建築系積算CADの開発	ソフトウェアの設計・開発・販売・保守
設立	平成元年6月	平成19年4月
資本金	1,000万円	500万円
売上高	144百万円(平成28年3月期)	36百万円(平成27年9月期)

- 株式取得の目的

建築分野に関するソフトウェアの開発に強みがある会社

⇒当社グループのシステム開発を加速(業務効率化や新規事業への対応)

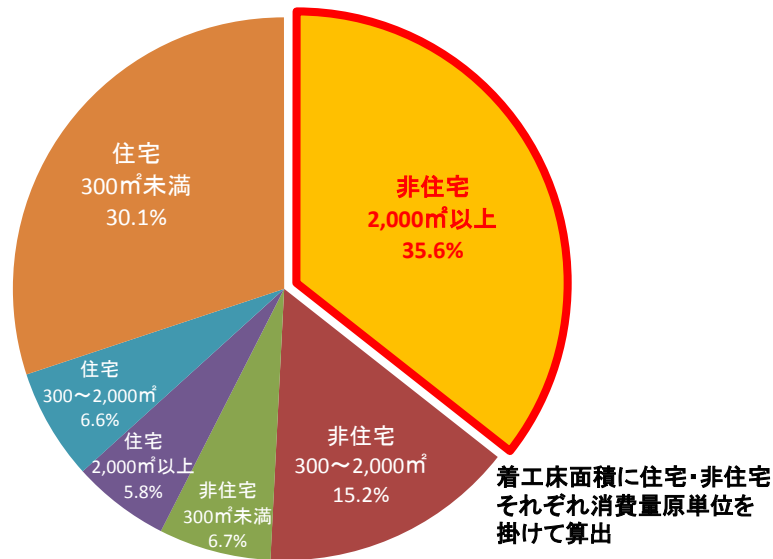


# 平成29年5月期のトピックス

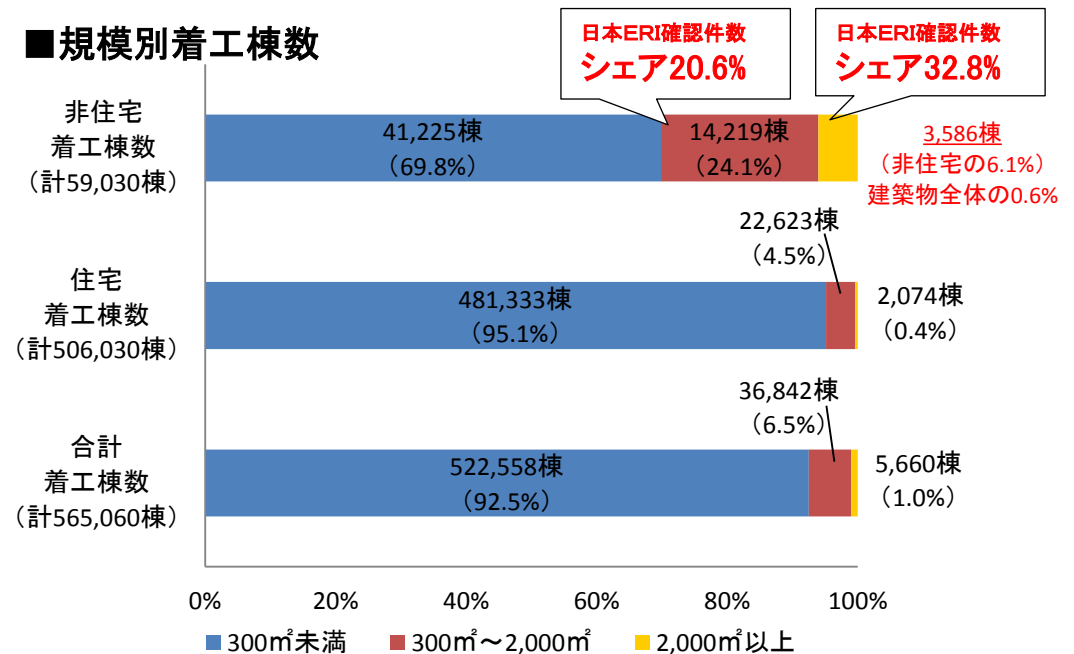
## 平成29年4月より2,000㎡以上の新築等の非住宅建築物を対象に省エネ基準への適合が義務化

- 対象の大型非住宅建築物は日本ERIが高いシェアを占める。

■エネルギー消費量(新築フロー)【推計】



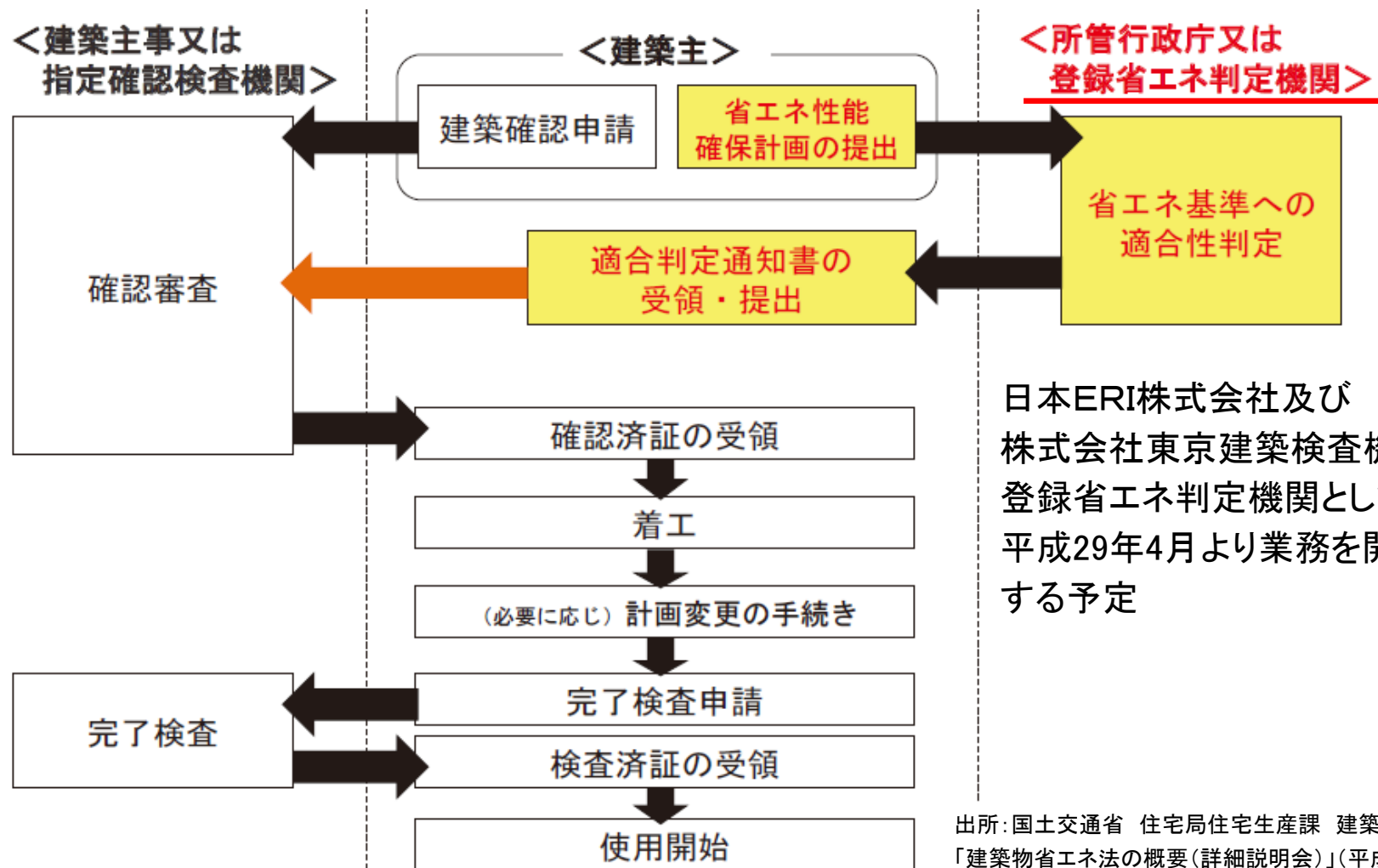
■規模別着工棟数



出所 国土交通省住宅局住宅生産課「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について」(平成27年1月)より当社作成

# 平成29年5月期のトピックス

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務開始



日本ERI株式会社及び株式会社東京建築検査機構は登録省エネ判定機関として、平成29年4月より業務を開始する予定

出所:国土交通省 住宅局住宅生産課 建築環境企画室「建築物省エネ法の概要(詳細説明会)」(平成28年12月)

# <資料> 建築物省エネ法※の概要

※建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

規制措置

## 特定建築物

一定規模以上の非住宅建築物(政令:2,000㎡)

### 省エネ基準適合義務 省エネ適合性判定

- ①新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合義務
- ②基準適合について所管行政庁又は登録省エネ判定機関(創設)の判定を受ける義務
- ③建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保

## その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令:300㎡)

※基準適合義務対象を除く

### 届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への届出義務  
 <省エネ基準に適合しない場合>  
 必要に応じて所管行政庁が指示・命令

## 住宅事業建築主※が新築する一戸建て住宅

### 住宅トップランナー制度

※住宅の建築を業として行う建築主

住宅事業建築主に対し、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導  
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>  
 一定数(政令:年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が勧告・公表・命令

誘導措置

## エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は建築物が省エネ基準に適合することについて所管行政庁の認定を受けるとその旨の表示をすることが可能

## 省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修等の計画が誘導基準に適合すること等について所管行政庁の認定を受けると、容積率の特例※を受けられる。※省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入(10%を上限)



お問合せ先

ERIホールディングス株式会社 広報IRグループ

TEL. 03-5770-1520

[info@j-eri.co.jp](mailto:info@j-eri.co.jp)